

添付法令資料 3 :

金融セクターにおける裁判外紛争解決機関に関する
2024年5月7日付インドネシア中央銀行規則No. 3 (目次)
同月 14 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 目的、機能、職務及び権限 (第 3 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 金融セクターにおける裁判外紛争解決機関の組織及び管理
 - 第 1 節 要件 (第 6 条及び第 7 条)
 - 第 2 節 定款 (第 8 条)
 - 第 3 節 規程 (第 9 条)
 - 第 4 節 メンバーシップ (第 10 条ないし第 12 条)
 - 第 5 節 メンバー総会 (第 13 条ないし第 16 条)
 - 第 6 節 運営者 (第 17 条ないし第 19 条)
 - 第 7 節 監督者 (第 20 条ないし第 22 条)
 - 第 8 節 年次業務計画及び予算 (第 23 条ないし第 29 条)
 - 第 9 節 年次報告 (第 30 条)
 - 第 10 節 調停人及び仲裁人 (第 31 条)
 - 第 11 節 情報セキュリティ (第 32 条)
 - 第 12 節 協会の役割 (第 33 条)
- 第 4 章 金融セクターにおける裁判外紛争解決機関の原則 (第 34 条ないし第 36 条)
- 第 5 章 金融セクターにおける裁判外紛争解決機関による紛争解決 (第 37 条ないし第 39 条)
- 第 6 章 金融セクターにおける裁判外紛争解決機関による報告及び情報の提供 (第 40 条ないし第 44 条)
- 第 7 章 監督 (第 45 条及び第 46 条)
- 第 8 章 調整
 - 第 1 節 インドネシア中央銀行と金融サービスセクターの管轄庁との調整 (第 47 条)
 - 第 2 節 インドネシア中央銀行と省庁及び機関との調整 (第 48 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 49 条)
- 第 10 章 終則 (第 50 条)